

松福介第2488号  
令和2年3月31日

松戸市内指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所 管理者 様

松戸市福祉長寿部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、  
モニタリングへの対応方針の期間延長について（通知）

日頃から本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応については、令和2年3月2日付松福介第2377号にてお示ししていますが、依然として感染拡大防止への取り組みが必要とされています。

つきましては、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議及びモニタリングについて、令和2年3月31日までとした対応方針を、**令和2年4月30日（木）まで延長**いたしますので、適切な対応をしていただきますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い対応方針を変更することも想定されるため、その際には改めて通知します。

## 記

### 1. サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとします。この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については支援経過等に記録してください。なお、サービス利用開始時等、担当者を招集して会議を開催する必要性が高いと判断する場合は、開催にあたり感染防止対策を徹底してください。

### 2. モニタリング

事業所で定める感染防止対策を徹底の上、利用者の居宅に訪問の上モニタリングを実施してください。なお、利用者本人から感染防止を理由とした訪問拒否が強い場合や、サービス付き高齢者向け住宅等（以下、施設等）に入居する利用者宅を訪問する際に、施設等により外部の面会が制限されている場合は、「特段の事情」に該当するものとして、電話等により状況確認を行い、モニタリングの結果を残すことで足りるものとします。この場合にも他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況や本人や家族の状況把握につとめ、聞き取った内容については支援経過等に記録してください。

また、介護予防支援におけるモニタリングのうち、利用者の居宅を訪問する際も同様の取り扱いとします。

### 3. サービスの内容を変更する場合のケアマネジメントの一連の流れ

新型コロナウイルス感染症を原因とした理由によりサービス内容を急遽変更する必要が生じ、サービス提供開始前に居宅サービス計画の変更やサービス担当者会議を実施することが困難な場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等を事後的に行うことも可能とします。ただし、その場合にあっても、可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応してください。また、その経緯等については支援経過等に記載してください。

新型コロナウイルス感染症に対応する期間のみ居宅サービス計画を変更する場合の長期目標及び短期目標の期間の終了時期については、「終了時期が特定できない場合」に該当し、開始時期のみ記載する取り扱いで構いませんが、モニタリングの結果、目標期間が終了となる場合には、居宅サービス計画への追記及び関係者への周知など、必要な対応をお願いいたします。

<参考>

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報） 令和2年2月28日事務連絡より抜粋

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答） 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報） 令和2年3月6日事務連絡より抜粋

問9 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつて（第3報）」問9において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、基準解釈通知の取扱いと同様化。

（答） 同様である。

問10 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにつて（第3報）」問9における取扱いは介護予防支援についても同様か。

（答） 同様である。

問11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱が可能か。

（答） 可能である。

問い合わせ先 松戸市介護保険課 事業者班 TEL 047(366)4101 FAX 047(366)1145 E-mail mckaigo@city.matsudo.chiba.jp
--